

1. 事故発生の日時 令和4年12月5日(月) 14時00分頃

2. 事故発生の場所 新宮市

3. 事故発生場所の工事名、工期

工事名：河川修繕工事

工期：令和4年11月15日～令和5年5月31日

4. 請負業者名 県内建設業者

5. 事故発生状況

コンクリートブロック積工の丁張設置時に枝が支障となることが判明した。

元請業者は当初予定していなかった伐採作業を行うよう下請業者に指示した。

しかし、下請業者(被災者)は作業床の設置、墜落制止用器具の使用のいずれも使用することなく、崖から木に登り、ワイヤーに引っかかった折れた枝の撤去を試みたところ、3m程度の高さからバランスを崩し墜落した。

○男性1名負傷(腰椎圧迫骨折2ヶ所)

6. 事故原因

・下請業者は、高さが2m以上の箇所での作業にもかかわらず、作業床の設置等措置を行わなかったこと。

・元請業者は、下請業者が適切な安全措置を講じていないことを認識していなかったこと。

7. 本件における改善対策

・高さが2m以上の箇所で作業を行う場合において墜落の危険のおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設け、墜落制止用器具を使用すること。